

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1. 一般廃棄物処理基本計画の法的位置づけと組合の計画策定状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされており、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（以下「組合」という。）は組合規約第3条第2項により、平成17年（2005年）3月の柏市合併前の沼南町全域（以下「柏市（沼南地域）」という。）及び鎌ヶ谷市全域の一般廃棄物（し尿を除く。）の処理計画の策定について共同処理する事務として定められています。

組合では、平成31年（2019年）3月に一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「前計画」という。）を策定し、令和5年度（2023年度）を中間目標年度、令和10年度（2028年度）を最終目標年度として、適正な一般廃棄物の処理の推進及びごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」に取り組んできました。

2. 国内外の一般廃棄物処理に関する動向と計画改定の趣旨

一般廃棄物の処理に関する国内外の動向として、世界では平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されたSDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）に向けた取り組みが求められることとなりました。

また、日本国内においても、令和元年（2019年）10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」、令和4年（2022年）4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、社会における高度な物質循環を担保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、循環型社会への転換をさらに進めていく必要があります。

食品ロスについては、千葉県が「ちば食べきりエコスタイル」を県内で展開し、県民への食品ロス削減の重要性を伝えるとともに、県内の自治体では食品ロス削減推進計画を策定し、住民へ展開しています。

一方で、世界的規模で流行した新型コロナウイルス感染症により、人々の暮らしや事業活動が一変し、在宅勤務の増加や外出自粛に伴い在宅時間が長くなり、生活ごみや事業ごみへ影響を及ぼしました。

このような中、前計画の策定から5年目となり、中間目標年度を迎えたことから、前計画で示した目標の達成状況について評価し、必要な事項について見直しを行うとともに、新たに令和15年度（2033年度）を最終目標年度とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「本計画」という。）を策定し、適正な一般廃棄物処理の推進及び、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」を目指すものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として位置づけられ、柏市（沼南地域）及び鎌ヶ谷市共通の廃棄物行政の指針となるものです。

上位計画としてある柏市の「柏市第五次総合計画 後期基本計画」、「柏市環境基本計画」並びに鎌ヶ谷市の「鎌ヶ谷市総合基本計画」、「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」で掲げている一般廃棄物処理行政分野における計画事項を具体化するための施策・方針を示す、一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

また、別途柏市が策定している「柏市一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るほか、両市の「災害廃棄物処理計画」との整合を図るものとします。

基本計画の位置づけは図1-2-1に示すとおりです。

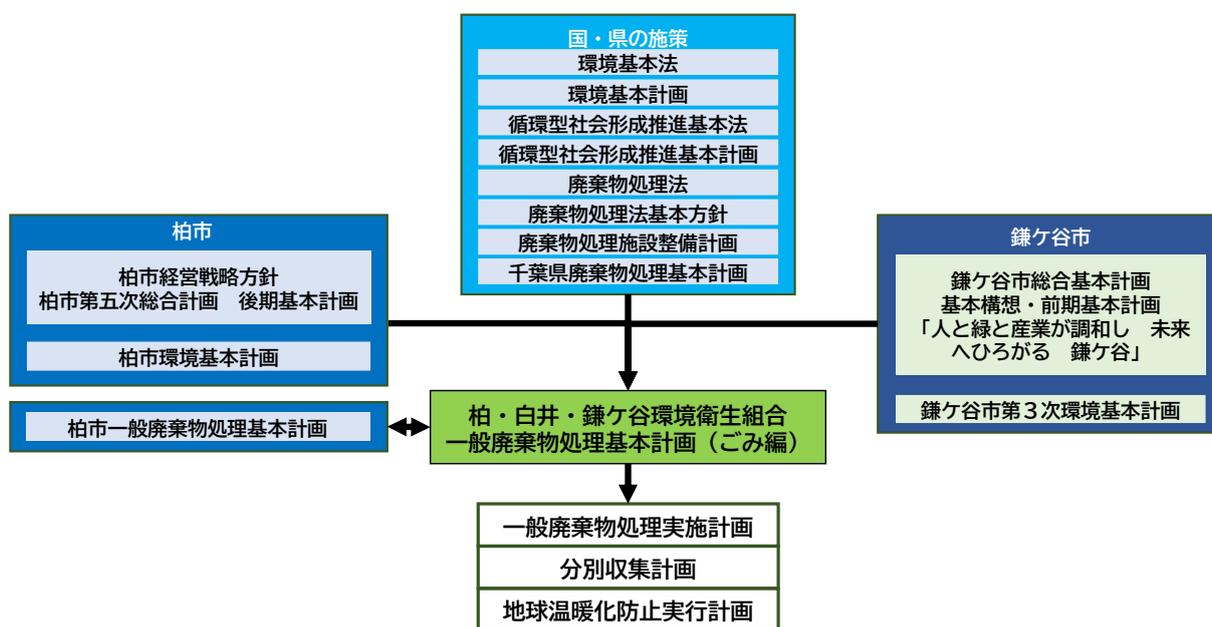


図1-2-1 基本計画の位置づけ

第3節 計画対象地域

本計画の対象となる地域は、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市です。計画対象地域は図1-3-1に示すとおりです。

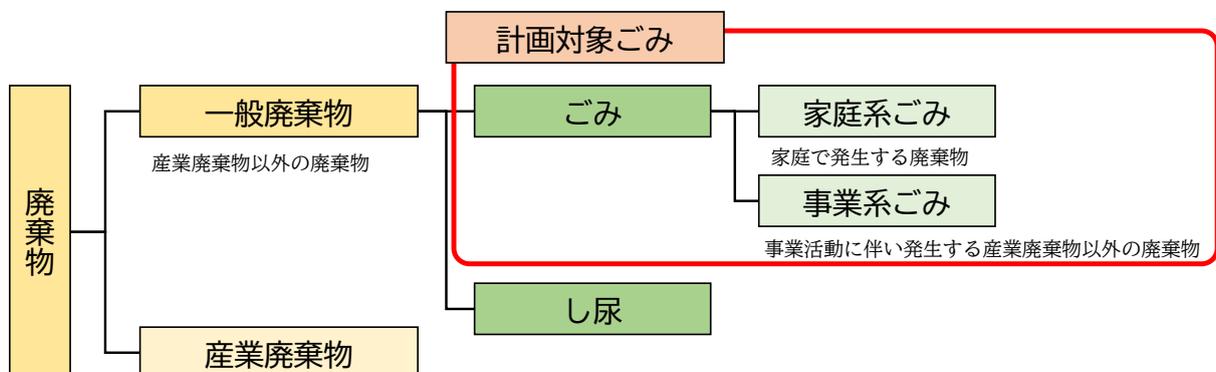
柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市は、白井市とともに半世紀以上、し尿の共同処理を実施しています。平成11年度（1999年度）には、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市を対象にクリーンセンターしらさぎにて、燃やすごみの共同処理を開始しています。



図1-3-1 計画対象地域

第4節 計画対象ごみの範囲

本計画の対象となる廃棄物は図1-4-1の赤枠に示すとおりです。柏市（沼南地域）及び鎌ヶ谷市の一般廃棄物のうち、ごみを対象とするほか、一部の産業廃棄物を対象とします。



事業活動に伴い発生する廃棄物
法令で事業の種類と共に20種類定められている。

図1-4-1 計画の対象ごみの範囲

第5節 計画期間

○計画期間：令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）（10年間）
 ○目標年度：令和10年度（2028年度）が中間目標年度、令和15年（2033年度）が最終目標年度

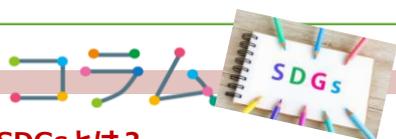
本計画の計画期間は表1-5-1に示すとおりです。

本計画の期間は、前計画の最終目標年度である令和10年度（2028年度）を新たに中間目標年度として、さらに5年先の令和15年度（2033年度）を最終目標年度とした10年間とします。

なお、中間目標年度である令和10年度（2028年度）には、必要に応じた見直しを行います。

表1-5-1 計画期間

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
計画期間	前計画期間														
					中間目標年度					最終目標年度					
				←→ 計画改訂						中間目標年度					最終目標年度
	本計画期間														



SDGsとは？

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

人類がこの地球で暮らし続けるために、貧困や紛争、気候変動、感染症などの課題を解決するために設定されました。SDGsのゴールのうち、明確に「ゴミ問題」を扱う目標はないのですが、各目標のターゲットには「ゴミ」「廃棄物」「再利用」といったキーワードが含まれるものや、間接的にゴミ問題と関連しているものも多く、SDGsの達成にはゴミ問題の解決が必須です。

〈私たちの廃棄物処理とSDGs〉

17のゴールのうち、地域のごみ処理に大きく関係しているのは、「ゴール12:つくる責任 つかう責任」です。

食品の話でいうと、世界で生産された食品のうち40パーセントにあたる約25億トンが1年間で廃棄されています。(出典:WWF「DRIVEN TO WASTE:GLOBAL FOOD LOSS ON FARMS」REPORT SUMMARY(JULY 2021))

食品の廃棄は、先進国だけではなく、開発途上国でも多く、世界的な問題として取り上げられています。また、食品を含んだ様々な廃棄物についても、世界的にはとても多いままです。廃棄物全般として考えると、資源を消費し、廃棄物として処理するだけでは、持続的開発を進めることができません。



〈事業者や個人が行う『ごみをつくらない暮らし』、『ごみを減らす行動』とは？〉

私たち1人ひとりが行うごみ減量の取り組みによって、環境問題の解決に一步近づくことができます。一部の例を挙げると、食品ロスの削減、リサイクルの徹底、エコバッグの利用、プラスチックごみの削減などがあります。

これらの取り組みは、地球環境に対する負荷を減らすことにつながります。このためには、事業者と個人双方が真摯に取り組んでいくことが必要です。

食品ロスの削減によって、食料生産に必要な資源の消費量を減らすことができますし、リサイクルの徹底によって、ごみの処理・処分にかかるエネルギーや資源の消費量を減らすことができます。また、エコバッグの利用によって、レジ袋の使用量を減らすことができ、プラスチックごみの削減によって、海洋プラスチックごみの量を減らすことができるのです。



そして、これらのごみを減らすためには、事業者や私たち1人ひとりが行う『ごみを減らす行動』や『ごみをつくらない生活スタイルの実践』が、とても大切なのです。地球に優しい事業、生活に関するアイデアを形にして、行動していく。こんなことが、私たち自身が住む、この地球を持続させる大切なポイントなのです。

第6節 計画策定組織

基本計画策定組織は図1-6-1に示すとおりです。

基本計画は、以下に示す組織により策定しました。

①ごみ処理作業部会

構成団体（柏市、鎌ヶ谷市）の廃棄物担当係長及び担当者と事務局によるごみ処理に係る検討事項について意見調整を行います。

②ごみ処理専門部会

構成団体の廃棄物担当課長とクリーンセンターしらさぎ所長による作業部会検討事項について意見調整を行います。

③運営協議会

構成団体の廃棄物担当部長と組合事務局長によるごみ処理専門部会等の調整事項について確認を行います。

④一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）審議会

組合の諮問に対して、総合的・専門的見地から、計画の方向性、目標等について答申を行い、計画の客観性や信頼性を高めます。

⑤事務局

基本計画の策定に関する取りまとめ、事務作業等を行います。事務局はクリーンセンターしらさぎに置きます。

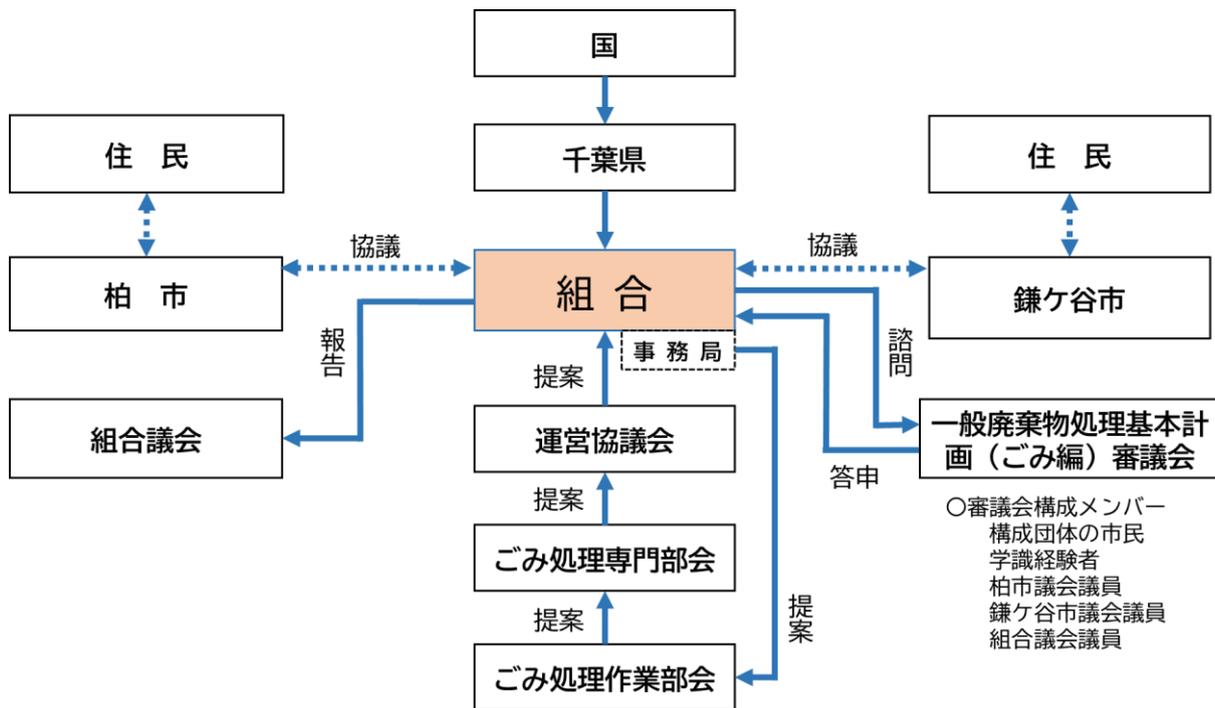


図1-6-1 基本計画策定組織

※構成団体とは、柏市と鎌ヶ谷市です。